

除雪作業へのご協力について

冬期間、皆さんを利用する道路や公共施設を効率的に除雪するため、次の点についてご理解とご協力を
お願いします。

1 路上駐車の禁止にご協力願います

路上駐車は除雪作業に大きな支障をきたします。夜間や吹雪の際は事故のおそれがあるため、場合によっては除雪できないことがあります。



2 車道へ雪を出さないでください

車道へ雪を出すと路面がデコボコになり、交通事故を誘発するおそれがあるので大変危険です。

3 玄関前などに残った雪は各家庭で除雪をお願いします

道路除雪により皆さんの玄関や車庫の前に雪が残ってしまいますが、各自で除雪を行ってください。

4 除雪車両がセンターラインを越えて作業する場合があります

除雪中は道路のセンターラインを越えて作業をする場合があります。除雪車両付近を通行する際は十分注意してください。

5 除雪後、道路上にできる段差に注意してください

車道の除雪後は、道路に段差ができてしまう場合があるため、通行する際は注意してください。

6 除雪中に作業車を止めないでください

各家庭の細かな要望に従うと除雪作業が遅れ、交通障害が生じるなどの大きな支障をきたします。除雪作業車の前に飛び出して作業を止めないようお願いします。

除雪計画について

冬期間における町民生活の安全確保を目的に「鹿部町除雪計画」を策定しました。出動基準や町民と行政の協働による除排雪を実現するため、除雪管理基準の設定などの方針を示し、雪対策をより一層推進します。

① 除排雪の基本方針

- 大雪時にも対応できる安定した除排雪体制づくりの推進
- 効率的かつ効果的な除排雪作業の実施
- 町民協働による地域除雪活動の充実

② 出動基準（幹線路線の新雪除雪）

- 連続した降雪により10cm以上の降雪量になったとき又は午前7時までに10cm程度の降雪量が予想されるとき（朝方の突然の降雪に対する出動や視界不良で作業を中止した場合は、日中又は翌日の作業とします。また、降雨や外気温の上昇が見込まれる場合は、状況に応じて出動を見合わせます）
- 新雪除雪出動基準に満たない降雪量が連続し、車両の走行に支障が生じたとき又は予想されるとき
- 風雪などにより路面に吹きだまりが発生し、交通に支障が生じたとき又は予想されるとき

③ 除雪体制

令和4年度は例年委託している3社のほか、担い手対策として募集した3社を加えた6社と契約しました。除雪機械は前年比3台増の13台となり、より一層効率的な除雪作業に努めます。

詳細は町公式ホームページをご覧ください。

※お問い合わせ先 役場建設水道課 土木係 (TEL: 7-5294)